

農整第713号  
平成29年3月17日

(一社)富山県建設業協会 殿

富山県農林水産部長



農林水産部 土木工事施工管理基準の一部改正について

「農林水産部 土木工事施工管理基準」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成29年4月1日以降の決裁に係る工事より適用することとしたので、関係者の周知方、ご協力をお願いします。

(事務担当：農村整備課技術管理係)  
TEL: 076 - 444 - 3299

# 「農林水産部 土木工事施工管理基準」(H29.4月) の改正概要について

## 1. 改正の趣旨

土木工事施工管理基準は、農林水産部所管工事の施工管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたもので、昭和52年4月より施行されている。

現基準は、平成28年11月に改正されたものであるが、土木部において出来形管理基準と品質管理基準が改正されたことから、改正内容を検討し一部改正するものである。

## 2. 主な改正内容

### (1) 施工管理

#### (4 農道工事)

- ・4. コンクリート舗装工、アスファルト舗装工 (改正)  
舗装調査・試験法便覧による測定区間長の明確化

### (2) 品質管理

#### (1 コンクリート関係)

- ・塩化物含有量試験 (改正)
- ・スランプ試験 (改正)
- ・空気量試験他 (改正)

小規模工種における品質管理方法の改正

- ・圧縮強度試験 (改正)

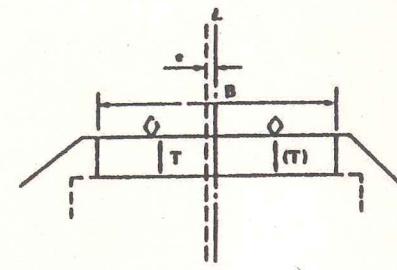
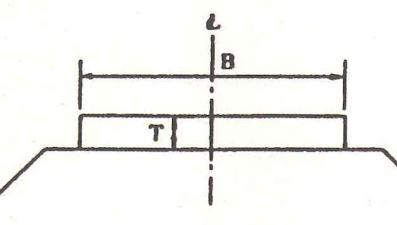
小規模工種における総使用量及び品質管理方法の改正

改正工事施工管理基準は、平成29年4月1日以降の決裁より適用する。また、富山県HPによる公開を併せて行う。

# 新旧対照表

【土木工事施工管理基準】施工管理基準

## 改正後

改正後					現行	備考		
工種	項目	規格値(mm)	(参考)管理基準値(mm)	測定基準	管 理 方 式	測定箇所標準図	摘要	
農道工事	4. コンクリート舗装工	幅 (B) -30	+30 -20	幅、中心線のズレについて施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。厚さはおおむね500m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。	管理図表によるもの(様式3) 結果一覧表によるもの(様式8)	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	 <p>Tと(T)は、ちどりにコア採取 ◇は、コア採取位置</p> <p>区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。</p>	【改正】 測定区間長の明確化 ※舗装調査・試験法便覧より引用
	アスファルト舗装工	厚さ (T) コンクリート舗装 -10 アスファルト舗装 各層 -10 全層 -15	コンクリート舗装 +10 -6.5 アスファルト舗装 各層 +10 -6.5 全層 +15 -10					
	中心線のズレ (e)	± 50	± 35					
	施工延長	-0.1% ただし延長150m未満 -150						
	平坦性 (F)	(アスファルト舗装) 3mプロフィルメーター標準偏差 $\sigma = 2.4\text{mm} \text{以内}$ 直読式標準偏差 $\sigma = 1.75\text{mm} \text{以内}$ (コンクリート舗装) 標準偏差 $\sigma = 2.0\text{mm} \text{以内}$		平坦性は1車線につき1測線全延長中心線に平行に測定する。	平坦性は舗装調査・試験法便覧による			
事務	5. 砂利舗装工	幅 (B) -100	+100 -65	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	幅、厚さで20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長		【改正】 測定区間長の明確化 ※舗装調査・試験法便覧より引用
	厚さ (T)	厚さ12cm未満 -30 厚さ12cm以上 -45	t < 12cm ± 20 t ≥ 12cm ± 30					
	施工延長	-0.2% ただし延長50m未満 -100						

# 新旧対照表

【土木工事施工管理基準】施工管理基準

改正後	現行					備考			
工種		項目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測定基準	管 理 方 式	測定箇所標準図	摘要	
農道工事	4. コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	幅 (B)	-30	+30 -20	幅、中心線のズレについて施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。上記未満は2箇所測定する。厚さはおおむね500m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。	幅、厚さ、 中心線のズ れで20点以 上のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長		
		厚さ (T)	コンクリート舗装 -10 アスファルト舗装 各層 -10 全層 -15	コンクリート舗装 +10 -6.5 アスファルト舗装 各層 +10 -6.5 全層 +15 -10					
		中心線のズ れ (e)	± 50	± 35					
		施工延長	-0.1% ただし延長150m未満 -150						
		平坦性 (F)	(アスファルト舗装) 3mプロフィルメーター 標準偏差 $\sigma = 2.4\text{mm}$ 以内 直読式標準偏差 $\sigma = 1.75\text{mm}$ 以内 (コンクリート舗装) 標準偏差 $\sigma = 2.0\text{mm}$ 以内						
	5. 砂利舗装工	幅 (B)	-100	+100 -65	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	幅、厚さで 20点以上の もの	左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長		
		厚さ (T)	厚さ12cm未満 -30 厚さ12cm以上 -45	t < 12cm ± 20 t ≥ 12cm ± 30					
		施工延長	-0.2% ただし延長50m未満 -100						

# 新旧対照表

【土木工事施工管理基準】品質管理基準

## 改正後

工程	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	規格値	管理方式	処置	現行	備考	
1 コ ン ク リ ト ト	材 料 工 程	砂の有機不純物量 試験	JIS A 1105		標準値より薄いこと			【改正】	小規模工種(総使用量 50m <sup>3</sup> 未満)の品質管理 方法の改正 ※1工種1回以上の 試験を削除	
		骨材の安定性試験	JIS A 1122		細骨材 10%以下 粗骨材 12%以下					
		アルカリ骨材反応 対策	「アルカリ骨材 反応抑制対策につ いて」	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および 産地が変わった場合。	「アルカリ骨材反応抑制対策 について」		詳細は、H15.7.8付け企用 第431号アルカリ骨材反応抑制対 策について(通知)による。			
		配合試験		生コンの場合は、工場の配合報告書による						
	施	塩化物含有量試験 (財)国土技術研究 センターの評価を受け た測定器による		海砂を使用する場合2回/日 その他の場合1回/週	0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	様式-20	・塩化物含有量試験につい ては、用心鉄筋等を有さな い無筋構造物の場合は省略 できる。 ・圧縮強度試験につい ては、鉄筋コンクリートで、 その使用量が50m <sup>3</sup> (無筋コン クリートでは150m <sup>3</sup> )以上 の工事は、初期の一測定を 信頼できる試験機関で実施 すること。 ・小規模工種で1工種当りの 総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合 は、レディーミキストコンクリート工場の 品質証明書等のみとする。 1工種当たりの総使用量が 50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ご とに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工 種を除く工種とする。(橋 台、橋脚、杭類(場所打杭、 井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁 工(高さ1m以上)、涵渠工、 樋門、樋管、水門、水路(内 幅2m以上)、護岸、ダム及び 堰、トンネル、舗装、その他 これらに類する工事及び特別 仕様書で指定された工種。)			
	工	スランプ試験	JIS A 1101	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模 に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸 し時に品質変化が認められた時。ただし、道 路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミキ ストコンクリートを用いる場合は、原則とし て全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行 うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合は 、その後スランプ試験の頻度について監督員 と協議し低減することができる。	2.5cm·····±1.0(cm) 5cm及び6.5cm·····±1.5 8cm及び18cm以下·····±2.5 21cm·····±1.5 (道路橋床版の場合) スランプ8cmを基準とする	様式-9				
	空気量試験他	JIS A 1128 他		・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模 に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸 し時に品質変化が認められた時	指定値 ±1.5%	様式-7				
	圧縮強度試験	JIS A 1108		・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模 に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回。なお、テス トピースは打設場所で採取し、1回につき6 個(ø7···3本、ø28···3本)とする。	現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平 均値は、基準強度の80%を1/20の 確率で下回ってはならない。また 基準強度を1/4以上の確率で下回 ってはならない。 レディーミキストコンクリート 1回の試験結果は、指定した呼 び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定 した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試 体の試験値の平均値)					
	曲げ強度試験	JIS A 1106		1. 道路舗装用コンクリートにおいて試験する。 2. 供試体の試料は荷卸し場所にて採取す る。 3. 試験の基準 打設1日につき2回の割合で行う。 テストピースは1回につき3個とする。 *1工事当たりの総打設量が少量の場合は 監督職員の指示により試験を省略するこ とができる。	一回(供試体3本の平均値)の試験 結果は呼び強度の値の85%以上、 かつ3回の試験結果の平均値は呼び 強度以上。		鉄筋コンクリートで、その使 用量が50m <sup>3</sup> (無筋コンクリー トでは150m <sup>3</sup> )以上の工事は、 初期の一測定を信頼できる試 験機関で実施すること。			

# 新旧対照表

【土木工事施工管理基準】品質管理基準

改正後	現行	備考																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>区分</th> <th>試験(測定)項目</th> <th>試験方法</th> <th>試験(測定)基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 コンクリート工 程</td> <td rowspan="2">材 料</td> <td>砂の有機不純物量 試験</td> <td>JIS A 1105</td> <td></td> </tr> <tr> <td>骨材の安定性試験</td> <td>JIS A 1122</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルカリ骨材反応 対策</td> <td>「アルカリ骨材 反応抑制対策につ いて」</td> <td>工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および 産地が変わった場合。</td> </tr> <tr> <td>配合試験</td> <td></td> <td>生コンの場合は、工場の配合報告書による</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">コン クリ ート 工 程</td> <td>塩化物含有量試験</td> <td>(財)国土技術研究 センターの評価を受け た測定器による</td> <td>海砂を使用する場合2回/日 その他の場合1回/週</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格値</th> <th>管理方式</th> <th>処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準値より薄いこと</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>細骨材 10%以下、 粗骨材 12%以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「アルカリ骨材反応抑制対策 について」</td> <td></td> <td>詳細は、H15.7.8付け企用 第431号アルカリ骨材反応抑制対 策について(通知)による。</td> </tr> <tr> <td>0.3kg/m<sup>3</sup>以下</td> <td>様式-20</td> <td>・塩化物含有量試験につい ては、用心鉄筋等を有さな い無筋構造物の場合は省略 できる。 ・小規模工種で1工種当りの 総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合 は1工種1回以上の試験、ま たは、レディミクストコンクリート工場 の品質証明書等のみとする ことができる。 ※小規模工種とは、以下の工種 を除く工種とする。(橋台、橋 脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、 橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁 壁工(高さ1m以上)、函渠工 、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、 舗装、その他これらに類する工事及 び特別仕様書で指定された工種。)</td> </tr> <tr> <td>2.5cm……………±1.0(cm) 5cm及び6.5cm……………±1.5 8cm及び18cm以下……………±2.5 21cm……………±1.5 (道路橋床版の場合) スランプ8cmを基準とする</td> <td>様式-9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定値 ±1.5%</td> <td>様式-7</td> <td>壁工(高さ1m以上)、函渠工 、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、 舗装、その他これらに類する工事及 び特別仕様書で指定された工種。)</td> </tr> <tr> <td>現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平 均値は、基準強度の80%を1/20の 確率で下回ってはならない。また 基準強度を1/4以上との確率で下回 ってはならない。 レディミクストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の 85%以上でなければならない。3 回の試験結果の平均値は呼び強度 以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した 試料で作った3個の供試体の平均 値で表したもの。</td> <td></td> <td>鉄筋コンクリートで、その 使用量が50m<sup>3</sup>(無筋コンク リートでは150m<sup>3</sup>)以上の工 事は、初期の一測定を信頼 できる試験機関で実施する こと。</td> </tr> <tr> <td>一回(供試体3本の平均値)の試験 結果は呼び強度の値の85%以上、 かつ3回の試験結果の平均値は呼び 強度以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>曲げ強度試験</td> <td>JIS A 1106</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>供試体の試料荷卸し場所にて採取する。</li> <li>試験基準           <p>(1) 1回/日または工事の規模に応じて 20~150m<sup>3</sup>毎に1回とする。</p> <p>テストピースは1回につき6個 (<sub>a7</sub>…3本, <sub>a28</sub>…3本)とする。</p> <p>*小規模工種で、1規格あたりの総使用量 が20m<sup>3</sup>未満の場合には1回以上、または レディミクストコンクリート工場(JIS表示認証工場) において作成された品質証明書の提出 のみとができる。</p> </li> <li>試験の基準           <p>打設1日につき2回の割合で行う。 テストピースは1回につき3個とする。 *1工事当たりの総打設量が少量の場合は 監督職員の指示により試験を省略するこ とができる。</p> </li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	工程	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	1 コンクリート工 程	材 料	砂の有機不純物量 試験	JIS A 1105		骨材の安定性試験	JIS A 1122		アルカリ骨材反応 対策	「アルカリ骨材 反応抑制対策につ いて」	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および 産地が変わった場合。	配合試験		生コンの場合は、工場の配合報告書による	コン クリ ート 工 程	塩化物含有量試験	(財)国土技術研究 センターの評価を受け た測定器による	海砂を使用する場合2回/日 その他の場合1回/週	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格値</th> <th>管理方式</th> <th>処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準値より薄いこと</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>細骨材 10%以下、 粗骨材 12%以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「アルカリ骨材反応抑制対策 について」</td> <td></td> <td>詳細は、H15.7.8付け企用 第431号アルカリ骨材反応抑制対 策について(通知)による。</td> </tr> <tr> <td>0.3kg/m<sup>3</sup>以下</td> <td>様式-20</td> <td>・塩化物含有量試験につい ては、用心鉄筋等を有さな い無筋構造物の場合は省略 できる。 ・小規模工種で1工種当りの 総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合 は1工種1回以上の試験、ま たは、レディミクストコンクリート工場 の品質証明書等のみとする ことができる。 ※小規模工種とは、以下の工種 を除く工種とする。(橋台、橋 脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、 橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁 壁工(高さ1m以上)、函渠工 、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、 舗装、その他これらに類する工事及 び特別仕様書で指定された工種。)</td> </tr> <tr> <td>2.5cm……………±1.0(cm) 5cm及び6.5cm……………±1.5 8cm及び18cm以下……………±2.5 21cm……………±1.5 (道路橋床版の場合) スランプ8cmを基準とする</td> <td>様式-9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定値 ±1.5%</td> <td>様式-7</td> <td>壁工(高さ1m以上)、函渠工 、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、 舗装、その他これらに類する工事及 び特別仕様書で指定された工種。)</td> </tr> <tr> <td>現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平 均値は、基準強度の80%を1/20の 確率で下回ってはならない。また 基準強度を1/4以上との確率で下回 ってはならない。 レディミクストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の 85%以上でなければならない。3 回の試験結果の平均値は呼び強度 以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した 試料で作った3個の供試体の平均 値で表したもの。</td> <td></td> <td>鉄筋コンクリートで、その 使用量が50m<sup>3</sup>(無筋コンク リートでは150m<sup>3</sup>)以上の工 事は、初期の一測定を信頼 できる試験機関で実施する こと。</td> </tr> <tr> <td>一回(供試体3本の平均値)の試験 結果は呼び強度の値の85%以上、 かつ3回の試験結果の平均値は呼び 強度以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格値	管理方式	処置	標準値より薄いこと			細骨材 10%以下、 粗骨材 12%以下			「アルカリ骨材反応抑制対策 について」		詳細は、H15.7.8付け企用 第431号アルカリ骨材反応抑制対 策について(通知)による。	0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	様式-20	・塩化物含有量試験につい ては、用心鉄筋等を有さな い無筋構造物の場合は省略 できる。 ・小規模工種で1工種当りの 総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合 は1工種1回以上の試験、ま たは、レディミクストコンクリート工場 の品質証明書等のみとする ことができる。 ※小規模工種とは、以下の工種 を除く工種とする。(橋台、橋 脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、 橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁 壁工(高さ1m以上)、函渠工 、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、 舗装、その他これらに類する工事及 び特別仕様書で指定された工種。)	2.5cm……………±1.0(cm) 5cm及び6.5cm……………±1.5 8cm及び18cm以下……………±2.5 21cm……………±1.5 (道路橋床版の場合) スランプ8cmを基準とする	様式-9		指定値 ±1.5%	様式-7	壁工(高さ1m以上)、函渠工 、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、 舗装、その他これらに類する工事及 び特別仕様書で指定された工種。)	現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平 均値は、基準強度の80%を1/20の 確率で下回ってはならない。また 基準強度を1/4以上との確率で下回 ってはならない。 レディミクストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の 85%以上でなければならない。3 回の試験結果の平均値は呼び強度 以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した 試料で作った3個の供試体の平均 値で表したもの。		鉄筋コンクリートで、その 使用量が50m <sup>3</sup> (無筋コンク リートでは150m <sup>3</sup> )以上の工 事は、初期の一測定を信頼 できる試験機関で実施する こと。	一回(供試体3本の平均値)の試験 結果は呼び強度の値の85%以上、 かつ3回の試験結果の平均値は呼び 強度以上。			曲げ強度試験	JIS A 1106	<ol style="list-style-type: none"> <li>供試体の試料荷卸し場所にて採取する。</li> <li>試験基準           <p>(1) 1回/日または工事の規模に応じて 20~150m<sup>3</sup>毎に1回とする。</p> <p>テストピースは1回につき6個 (<sub>a7</sub>…3本, <sub>a28</sub>…3本)とする。</p> <p>*小規模工種で、1規格あたりの総使用量 が20m<sup>3</sup>未満の場合には1回以上、または レディミクストコンクリート工場(JIS表示認証工場) において作成された品質証明書の提出 のみとができる。</p> </li> <li>試験の基準           <p>打設1日につき2回の割合で行う。 テストピースは1回につき3個とする。 *1工事当たりの総打設量が少量の場合は 監督職員の指示により試験を省略するこ とができる。</p> </li> </ol>	
工程	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準																																																				
1 コンクリート工 程	材 料	砂の有機不純物量 試験	JIS A 1105																																																					
		骨材の安定性試験	JIS A 1122																																																					
	アルカリ骨材反応 対策	「アルカリ骨材 反応抑制対策につ いて」	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および 産地が変わった場合。																																																					
	配合試験		生コンの場合は、工場の配合報告書による																																																					
コン クリ ート 工 程	塩化物含有量試験	(財)国土技術研究 センターの評価を受け た測定器による	海砂を使用する場合2回/日 その他の場合1回/週	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格値</th> <th>管理方式</th> <th>処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準値より薄いこと</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>細骨材 10%以下、 粗骨材 12%以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「アルカリ骨材反応抑制対策 について」</td> <td></td> <td>詳細は、H15.7.8付け企用 第431号アルカリ骨材反応抑制対 策について(通知)による。</td> </tr> <tr> <td>0.3kg/m<sup>3</sup>以下</td> <td>様式-20</td> <td>・塩化物含有量試験につい ては、用心鉄筋等を有さな い無筋構造物の場合は省略 できる。 ・小規模工種で1工種当りの 総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合 は1工種1回以上の試験、ま たは、レディミクストコンクリート工場 の品質証明書等のみとする ことができる。 ※小規模工種とは、以下の工種 を除く工種とする。(橋台、橋 脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、 橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁 壁工(高さ1m以上)、函渠工 、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、 舗装、その他これらに類する工事及 び特別仕様書で指定された工種。)</td> </tr> <tr> <td>2.5cm……………±1.0(cm) 5cm及び6.5cm……………±1.5 8cm及び18cm以下……………±2.5 21cm……………±1.5 (道路橋床版の場合) スランプ8cmを基準とする</td> <td>様式-9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定値 ±1.5%</td> <td>様式-7</td> <td>壁工(高さ1m以上)、函渠工 、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、 舗装、その他これらに類する工事及 び特別仕様書で指定された工種。)</td> </tr> <tr> <td>現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平 均値は、基準強度の80%を1/20の 確率で下回ってはならない。また 基準強度を1/4以上との確率で下回 ってはならない。 レディミクストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の 85%以上でなければならない。3 回の試験結果の平均値は呼び強度 以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した 試料で作った3個の供試体の平均 値で表したもの。</td> <td></td> <td>鉄筋コンクリートで、その 使用量が50m<sup>3</sup>(無筋コンク リートでは150m<sup>3</sup>)以上の工 事は、初期の一測定を信頼 できる試験機関で実施する こと。</td> </tr> <tr> <td>一回(供試体3本の平均値)の試験 結果は呼び強度の値の85%以上、 かつ3回の試験結果の平均値は呼び 強度以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格値	管理方式	処置	標準値より薄いこと			細骨材 10%以下、 粗骨材 12%以下			「アルカリ骨材反応抑制対策 について」		詳細は、H15.7.8付け企用 第431号アルカリ骨材反応抑制対 策について(通知)による。	0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	様式-20	・塩化物含有量試験につい ては、用心鉄筋等を有さな い無筋構造物の場合は省略 できる。 ・小規模工種で1工種当りの 総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合 は1工種1回以上の試験、ま たは、レディミクストコンクリート工場 の品質証明書等のみとする ことができる。 ※小規模工種とは、以下の工種 を除く工種とする。(橋台、橋 脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、 橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁 壁工(高さ1m以上)、函渠工 、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、 舗装、その他これらに類する工事及 び特別仕様書で指定された工種。)	2.5cm……………±1.0(cm) 5cm及び6.5cm……………±1.5 8cm及び18cm以下……………±2.5 21cm……………±1.5 (道路橋床版の場合) スランプ8cmを基準とする	様式-9		指定値 ±1.5%	様式-7	壁工(高さ1m以上)、函渠工 、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、 舗装、その他これらに類する工事及 び特別仕様書で指定された工種。)	現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平 均値は、基準強度の80%を1/20の 確率で下回ってはならない。また 基準強度を1/4以上との確率で下回 ってはならない。 レディミクストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の 85%以上でなければならない。3 回の試験結果の平均値は呼び強度 以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した 試料で作った3個の供試体の平均 値で表したもの。		鉄筋コンクリートで、その 使用量が50m <sup>3</sup> (無筋コンク リートでは150m <sup>3</sup> )以上の工 事は、初期の一測定を信頼 できる試験機関で実施する こと。	一回(供試体3本の平均値)の試験 結果は呼び強度の値の85%以上、 かつ3回の試験結果の平均値は呼び 強度以上。																											
	規格値	管理方式	処置																																																					
	標準値より薄いこと																																																							
	細骨材 10%以下、 粗骨材 12%以下																																																							
「アルカリ骨材反応抑制対策 について」		詳細は、H15.7.8付け企用 第431号アルカリ骨材反応抑制対 策について(通知)による。																																																						
0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	様式-20	・塩化物含有量試験につい ては、用心鉄筋等を有さな い無筋構造物の場合は省略 できる。 ・小規模工種で1工種当りの 総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合 は1工種1回以上の試験、ま たは、レディミクストコンクリート工場 の品質証明書等のみとする ことができる。 ※小規模工種とは、以下の工種 を除く工種とする。(橋台、橋 脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、 橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁 壁工(高さ1m以上)、函渠工 、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、 舗装、その他これらに類する工事及 び特別仕様書で指定された工種。)																																																						
2.5cm……………±1.0(cm) 5cm及び6.5cm……………±1.5 8cm及び18cm以下……………±2.5 21cm……………±1.5 (道路橋床版の場合) スランプ8cmを基準とする	様式-9																																																							
指定値 ±1.5%	様式-7	壁工(高さ1m以上)、函渠工 、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、 舗装、その他これらに類する工事及 び特別仕様書で指定された工種。)																																																						
現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平 均値は、基準強度の80%を1/20の 確率で下回ってはならない。また 基準強度を1/4以上との確率で下回 ってはならない。 レディミクストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の 85%以上でなければならない。3 回の試験結果の平均値は呼び強度 以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した 試料で作った3個の供試体の平均 値で表したもの。		鉄筋コンクリートで、その 使用量が50m <sup>3</sup> (無筋コンク リートでは150m <sup>3</sup> )以上の工 事は、初期の一測定を信頼 できる試験機関で実施する こと。																																																						
一回(供試体3本の平均値)の試験 結果は呼び強度の値の85%以上、 かつ3回の試験結果の平均値は呼び 強度以上。																																																								
曲げ強度試験	JIS A 1106	<ol style="list-style-type: none"> <li>供試体の試料荷卸し場所にて採取する。</li> <li>試験基準           <p>(1) 1回/日または工事の規模に応じて 20~150m<sup>3</sup>毎に1回とする。</p> <p>テストピースは1回につき6個 (<sub>a7</sub>…3本, <sub>a28</sub>…3本)とする。</p> <p>*小規模工種で、1規格あたりの総使用量 が20m<sup>3</sup>未満の場合には1回以上、または レディミクストコンクリート工場(JIS表示認証工場) において作成された品質証明書の提出 のみとができる。</p> </li> <li>試験の基準           <p>打設1日につき2回の割合で行う。 テストピースは1回につき3個とする。 *1工事当たりの総打設量が少量の場合は 監督職員の指示により試験を省略するこ とができる。</p> </li> </ol>																																																						